

令和3年度 第1回 金沢市歴史まちづくり協議会

日時：令和4年2月16日（水）13:30～14:30
場所：金沢市役所第一本庁舎4F 405会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- 1) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）における事業の進捗評価について
・・・資料1
- 2) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）変更（案）について
・・・資料2

3 報 告

- 1) 金沢市文化財保存活用地域計画の認定について
・・・資料3

4 そ の 他

5 閉 会

金沢市歴史まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、「金沢市歴史まちづくり協議会」と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、金沢の「まち」の魅力をさらに高めるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行う。

(会 長)

第3条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、当該協議会を組織する委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができない場合は、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課に置く。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市歴史まちづくり協議会 委員名簿
(令和3年度 第1回 金沢市歴史まちづくり協議会 出欠名簿)

(敬称略)

令和3年4月1日現在

構成	出欠	氏名	役職
学識経験者 (五十音順)	○	宇佐美 孝	郷土史家(郷土史)
	○	川崎 寧史	金沢工業大学教授(建築)
	×	鍔 一郎	金沢商工会議所 観光・サービス業部会長
	○	馬場先 恵子	金沢学院大学教授(都市計画)
	○	源 敏明	金沢職人大学校理事 (金沢市建築組合 組合長)
	○	山崎 達文	金沢学院大学名誉教授(文化財)
	○	山崎 幹泰	金沢工業大学教授(日本建築史)
石川県	●	竹内 憲一 (代理:高橋 雅憲 課参事)	都市計画課長
	○	藤村 秀人	公園緑地課長
	●	山下 幸則 (代理:安 英樹 課長補佐)	文化財課長
金沢市	○	山森 健直	文化スポーツ局長
	○	山田 啓之	経済局長
	×	長谷 進一	農林水産局長
	○	坂本 敦志	土木局長

○:出席

●:代理出席

×:欠席

2 議 事

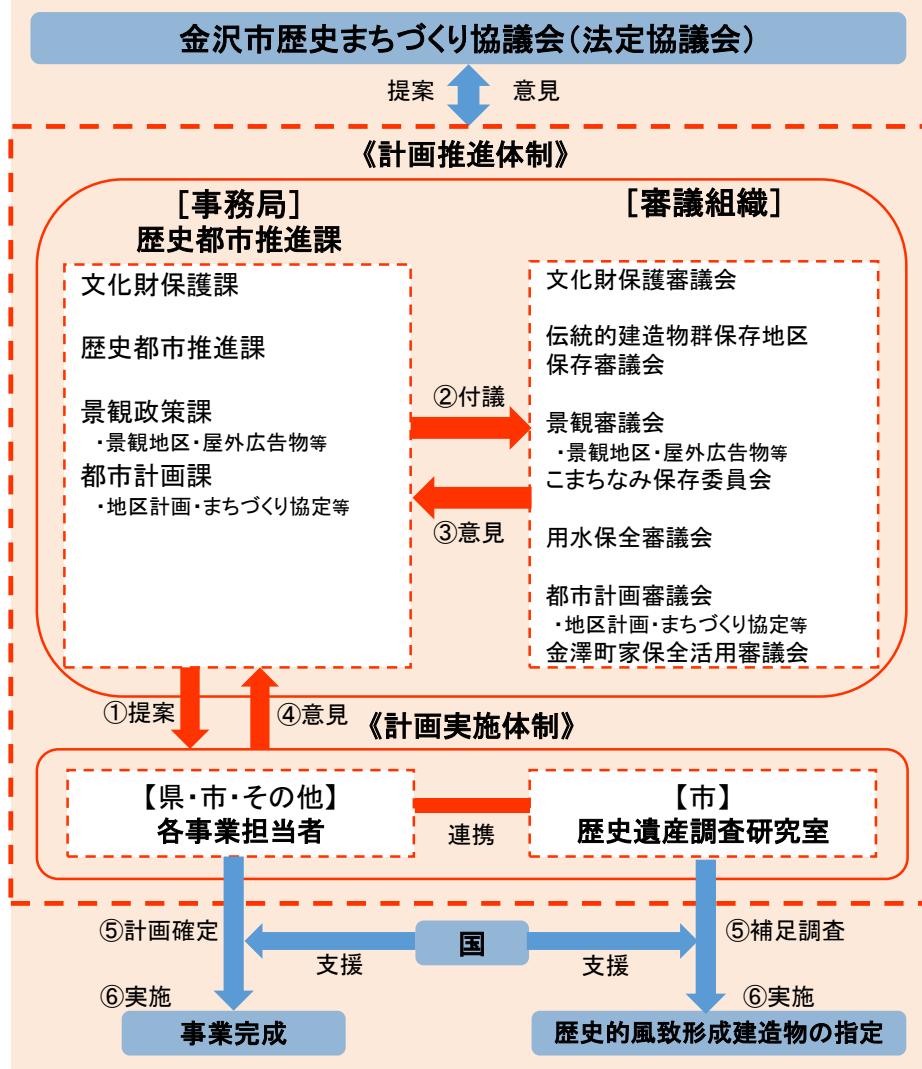
1) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）
における事業の進捗評価について



令和3年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

1. 組織体制

[計画の実施・推進体制図]



[組織体制]





令和3年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

2. 重点区域における良好な景観を形成する施策

【景観計画】平成21年制定

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（景観条例）に基づき、市全域を景観計画区域とした景観計画において、重点区域全体を指定区域として景観形成基準を定め、規制・誘導を図り、歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めている。

【屋外広告物条例】平成 7 年制定

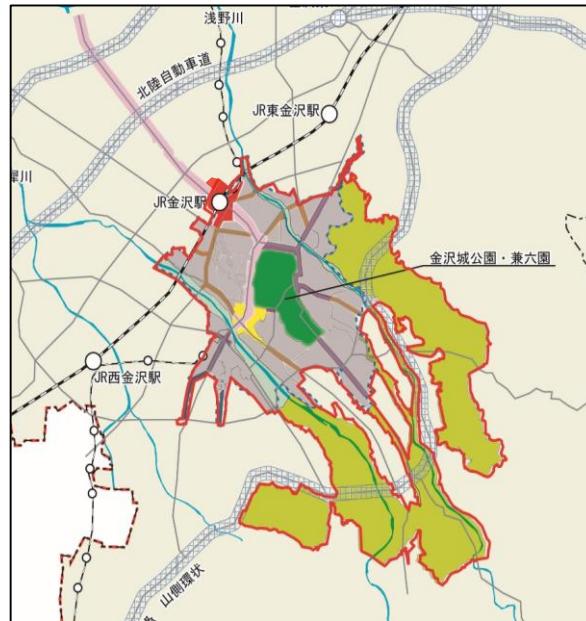
「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき指定区域において屋外広告物の規制・誘導を行っている。また、屋外広告物審査会にも諮り、色彩、デザインに関する指導・助言を行っている。

【市独自条例（こまちなみ保存条例）】平成 6 年制定

条例に基づく区域である「こまちなみ保存区域」を指定し、届出制による建築行為等の規制・誘導を図っている。

【市独自条例（用水保存条例）】平成 8 年制定

条例に基づき「保全用水」を指定し、届出制により用水及び用水に隣接する土地における工作物の設置や建築行為等について助言、指導を行っている。



区域指定図（景観計画）

凡 例	
景観形成区域	
伝統環境保存区域	
歴史文化象徴区域（A）	
伝統的街並み区域（B）	
川筋景観区域（C）	
旧街道街並み区域（D）	
遠望風致区域（E）	
伝統環境調和区域	
景趣調和区域（A）	
景観調和区域（B）	
近代的都市景観創出区域	
金沢駅周辺区域（A）	
都心軸区域（B）	
商業業務区域（C）	
重要広域幹線景観形成区域	
北陸自動車道沿道、外環状道路・津幡バイパス沿道	
景観計画区域	
その他区域（薄緑色の区域）	
主要な道路	
鉄道	
市域	
都市計画区域	

項目	R2年度	R3年度 (R3.11現在)
景観届出件数	667件	393件
屋外広告物審査会での審査件数	114件	126件
優良意匠屋外広告物の指定	7件	8件
こまちなみ保存区域での修理件数	0件	5件
金澤町家の修理件数	5件	5件
保全用水届出件数	26件	27件



優良意匠屋外広告物（金沢市広告景観協力賞受賞）

ホテルの新規開店に伴い、金沢市屋外広告物審査会の了承のもと、都心軸の通り景観と玉川町方面からの見え方に配慮し、壁面広告物の取りやめや突出広告物の位置や大きさの変更を行った。



令和3年度 進捗評価 (施策・事業の進捗状況)

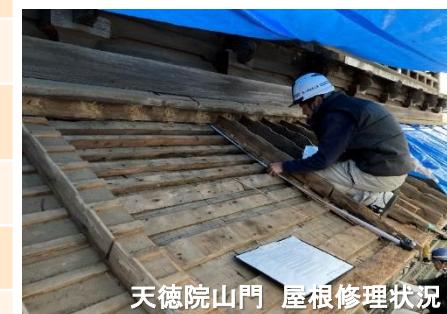
3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

(1) 歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業(12事業) 【掲載ページP194~P204】

No.	事業名	進捗状況
①	金沢城公園整備事業	「二の丸御殿」の復元整備を目指した取り組みを行っている
②	「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業	重点整備エリアの基本設計を行った(今年度時点での総取得面積は4,740.51m ²)
③	野田山墓地整備事業	ゴミ集積所整備工事(N=4か所)、サイン設置工事(N=2か所)
④	伝統的寺社建造物修復事業	今年度の実績はないが、所有者の相談に応じて、制度の説明等を行った
⑤	長町景観地区保全活用事業	保存対象物保全事業1件、景観修景(松の木の剪定・雪吊り)22件に対して助成を行った
⑥	金澤町家再生活用事業	5件に助成を行った(うち空き家解消案件2件)
⑦	にし茶屋街修景整備事業	1件に助成を行った
⑧	文化財保存助成事業	・市指定文化財修理件数…8件 (建造物2件、記念物・名勝4件、天然記念物2件) ・市指定保存対象物…4件
⑨	県指定文化財助成事業	県指定文化財修理件数…1件(建造物1件)
⑩	景観修景事業	・生垣整備事業 4件 ・外構修景事業 1件
⑪	歴史的建造物保存活用事業	3件の歴史的建造物の調査を行い、保存・活用の検討を進めた。
⑫	文化財ボランティア活動支援事業	・金沢城下町東部の旧町名の標柱16本の刻文字の補修を実施した。 ・前田家墓所の清掃ボランティアを企画し、市民と共に清掃した。



二の丸御殿・埋蔵文化財調査状況
①金沢城公園整備事業



天徳院山門 屋根修理状況
⑨県指定文化財助成事業



前田家墓所清掃活動(10月2日実施)
⑫文化財ボランティア活動支援事業



令和3年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

(2)歴史的街並みの保全に関する事業(16事業)

【掲載ページP206～P222】

No.	事業名	進捗状況
⑬	旧鶴来街道修景整備事業	電力ハンドホール設置工事(4か所)に着手した
⑭	下新町通り修景整備事業	計画延長400mのうち、130m区間において無電柱化管路工事・ガス水道支障移設を完了した
⑮	ひがし茶屋街無電柱化事業	観音町通り無電柱化事業との調整を行った(一体的整備予定のため)
⑯	旧北国街道(ふくろう通り)無電柱化事業	計画延長430mのうち、370m区間において無電柱化管路工事を完了した
⑰	金沢城お堀通り(尾崎神社前)無電柱化事業	(未着手)
⑱	観音町通り無電柱化事業	計画延長490mのうち、190m区間において無電柱化管路工事に着手した
⑲	(都)寺町今町線東山～森山無電柱化事業	無電柱化管路工事(L=140m)を実施した
⑳	(都)専光寺野田線寺町3～5丁目無電柱化事業	無電柱化管路工事(L=80m)を実施した
㉑	(都)小立野線無電柱化事業	無電柱化管路工事(L=70m)を実施した
㉒	旧古寺町無電柱化事業	(未着手)
㉓	安江町界隈整備事業	事業完了
㉔	浅野川風情の道整備事業	(未着手)
㉕	こまちなみ保存事業	5件に助成をおこなった ・大野町4丁目地区保存協定を認定
㉖	川筋景観保全事業	・緑化事業1件(常磐町地内)
㉗	にし茶屋街緑地整備事業	事業完了
㉘	眺望景観形成事業	今年度の実績はなし



⑯下新町通り修景整備事業



⑯旧北国街道(ふくろう通り)無電柱化事業



常磐町地内



令和3年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

（3）歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業（8事業） 【掲載ページP223～P227】

No.	事業名	進捗状況
㉙	斜面緑地保全育成事業	巨木適正管理事業N=7件を実施した
㉚	良好な広告景観形成事業	屋外広告物等撤去事業N=2件を実施した
㉛	観光案内板整備事業	既存の観光案内サイン標示シート修繕(175か所) 観光地案内路面標示サイン、看板等改修(49か所)
㉜	多言語化事業	金沢の歴史文化コラムを英語で配信、新着情報を8言語（英語、仏語、伊語、西語、中文簡体、韓国語、タイ語）のHPに掲載（各月1回、計12回）
㉝	人材育成事業	通訳ガイド等を対象に、金沢の歴史・文化についての研修などを計2日間、1講座実施し、延べ14名が受講した
㉞	建築文化発信事業	「建築の本」を5,000部作成し、市内小中学校や図書館、児童館等に配布したほか、小学校5～6年生を対象に、住宅の模型を作るワークショップを開催した（全2回17名が参加し、作品展示会も実施） 市内の特徴的な建築物20か所を対象としたスタンプラリーを開催した
㉟	公共シェアサイクル「まちのり」運営事業	サイクルポート数を67箇所に拡大し、利便性、回遊性が向上した
㉟	加賀百万石回遊ルート魅力向上事業	散策マップ、アプリリリース



㉙斜面緑地保全育成事業



㉜多言語化事業



㉝人材育成事業



㉞建築文化発信事業



㉟金沢・建築月間の開催



令和3年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

（4）伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業（15事業）

【掲載ページP228～P238】

No.	事業名	進捗状況
③①	金沢百万石まつり開催事業	第70回金沢百万石まつりは、新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止
③⑧	工芸工房開設奨励事業	工芸工房の開設に係る1件の助成を実施した（他3件改修中）
③⑨	金澤町家職人工房開設事業	事業完了
④⑩	芸妓文化継承支援事業	・芸妓への奨励金：35人 　・芸妓養成（稽古費用）：3件
④⑪	金沢の茶屋文化継承事業	茶屋1件に対して助成を実施した
④⑫	金沢の茶屋文化継承資金利子補給事業	茶屋3件に対して支援を行った
④⑬	伝統産業技術研修者育成事業	伝統産業の技術研修者21名、伝承事業者11名に対し奨励金を交付した
④⑭	加賀宝生子ども塾事業	謡・仕舞教室塾生9名が稽古を11回、発表会を1回行った 狂言教室塾生7名が稽古を9回行った
④⑮	金沢素囃子子ども塾事業	塾生14名が稽古を11回、発表会を1回行った
④⑯	金沢工芸子ども塾事業	第7期生（1年目）20名の塾生を決定したが、新型コロナウィルス感染予防のため、開始を1年延期した
④⑰	金沢茶道子ども塾事業	第10期生20名が稽古を12日行った
④⑲	金沢文化力向上カレッジ事業	事業完了
④⑳	子どもマイスタースクール	生徒15名が講座22回を受講し、職人に対する理解を深めた (これまで1～9期生 計117名が修了)
⑤①	旧町名復活事業	金石地区において、2町が旧町名を復活（11/1）し、復活記念式典を開催した。 (金石上越前町及び金石相生町)
⑤②	こども芸術文化体験フェスタ開催事業	小中学生を対象に公募をし、夏に音楽文化を中心とした文化体験を1日間実施し、冬には伝統文化を中心とした文化体験を2日間行う予定



謡・仕舞練習風景

④⑭加賀宝生子ども塾事業



稽古風景

④⑮金沢素囃子子ども塾事業



稽古風景

④⑰金沢茶道子ども塾事業



令和3年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

4. 文化財の保存又は活用に関する事項

①文化財の保存又は活用の推進

【市指定文化財・有形文化財】

■建造物: 1箇所 平木屋染物店（令和3年7月1日指定）

【国登録有形文化財】

■建造物: 3棟 旧石川県庁舎本館（石川県政記念しいのき迎賓館）
(令和3年6月24日登録)ほか2棟



③文化財の防災

東山ひがし及び卯辰山麓伝統的建造物群保存地区では、1月26日の第68回文化財防火デーに合わせ消防局が地域住民と合同で火災防御訓練及び防火パトロールを実施し、約30名の参加があった。

その他、東山ひがしでは住宅用火災警報器の更新、寺町台では防火水槽を整備した。



宇多須神社
火災防御訓練状況



東山ひがし
防火パトロール状況

②文化財の修理(整備)の推進

■市指定文化財修理件数…9件

聖靈病院聖堂(写真左)、松風閣庭園(写真右)など



外壁及び屋根の修理、
耐震補強工事



曲水松杭の修理

④文化財の保存又は活用の普及啓発

10月2日～11月23日を「金沢歴史遺産探訪月間」とし、市内各所で探訪会や文化財の公開等のイベントを開催した。

■イベント数: 22件(小立野台地歴史探訪会、まちなか歴史探訪会など)
■参加者(来場者)合計: 3,498名



嫁坂
小立野台地歴史探訪会



玉川公園・長家案内版
まちなか歴史探訪会



令和3年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

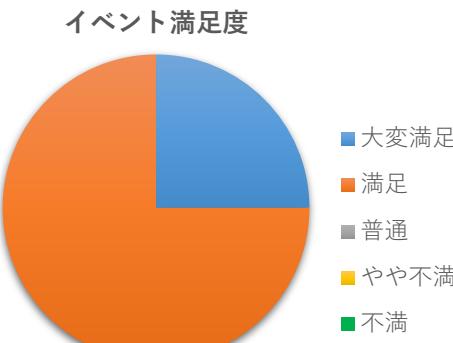
5. 効果・影響等に関する報道

景観を形成する施策、無電柱化、防災に関することなど「歴史都市金沢」として当該計画に掲載されている事業についての報道が多数なされている。また、コロナ禍において直接歴史文化に触れ・体験する機会が制限される中で、動画配信等新たな発信に関する報道も掲載されている。これらの報道をとおして、歴史的風致の維持及び向上に対する関心・認識が深まり、「歴史遺産の保存・活用」への啓発に寄与していると推察される。

6. その他（効果等）

①住民意識の向上

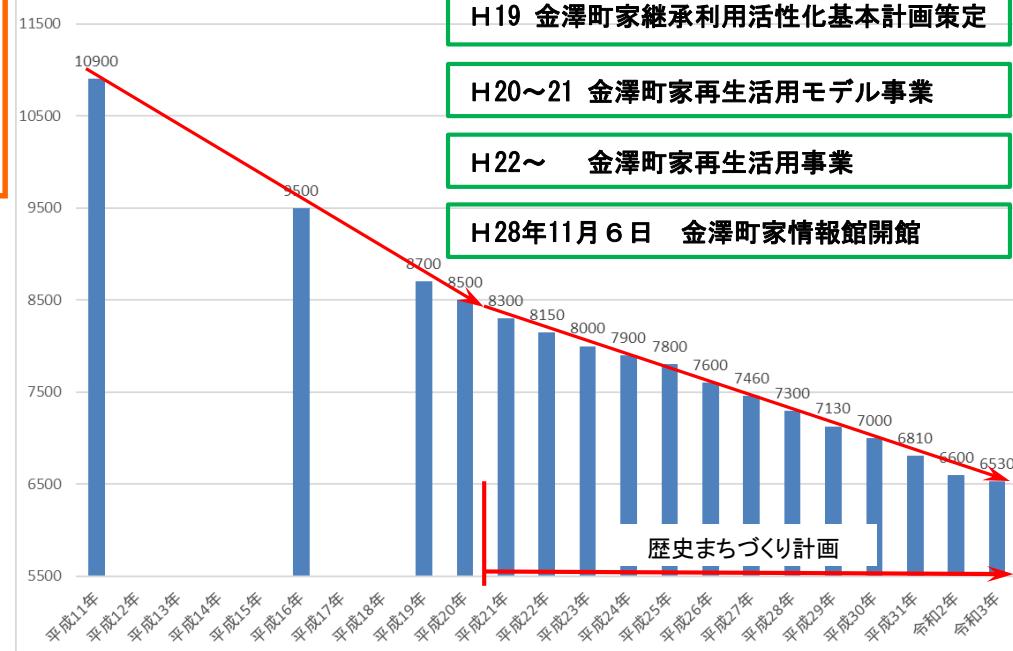
コロナウイルスの感染防止のため、参加人数の縮小（例年の50%～75%程度）や小グループに分散しての実施、参加者に対するマスク着用の義務づけ等の対応を行い開催した。金沢歴史遺産探訪月間のイベントのうちアンケート調査を実施した「坂道ウォーク！小立野台地歴史探訪会」については、参加者20名のうち12名が初めての参加であり、内容について全員が「大変満足」もしくは「満足」という回答であった。今後もイベントに参加したいという意見が多く、歴史遺産探訪月間を通じて歴史まちづくりに対する住民意識の高まりが感じられた。



金沢歴史遺産探訪月間のチラシ(2021年版)

②歴史的建造物の減失数減少の鈍化

歴史まちづくり計画 開始前（～平成20年）の減失数：約270棟/年
歴史まちづくり計画 開始後（平成21年～）の減失数：約140棟/年



まちなか区域における昭和20年以前に建築された木造建築物の推移（資産税課資料より）

2 議事

1) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）
変更（案）について

金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期） 変更（案）の概要

金沢市では、本市固有の歴史文化資産の保全・活用を図り、「まち」の魅力を向上するため、平成21年より地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法という）に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成30年からは、「金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進している。

この度、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項や、歴史的風致形成建造物の指定等について、計画内容の一部変更等を行う。

【計画構成】

1. 金沢の歴史的風致形成の背景
2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針（変更）
4. 重点区域の位置及び範囲
5. 文化財の保存又は活用に関する事項
6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項（変更）
7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針（変更）
8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

※以下、変更となる 3. 6. 7. の変更箇所を掲載

★歴史的風致とは、
「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動
が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と
が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義
(歴史まちづくり法 第一条)

令和4年2月16日

文化スポーツ局 歴史都市推進課



3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

★ 歴史的風致の維持及び向上を図るための課題を整理し、方針について示す

■歴史的風致維持向上計画に関する本市の計画について、以下の2計画が改訂されたため、本計画の掲載内容を変更する

■ 現在掲載計画

- 世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画
- 金沢市都市計画マスターplan
- 金沢市景観総合計画
- 金沢市歴史遺産保存活用マスターplan (歴史文化基本構想)

○国指定文化財の保存活用(管理)計画

- ・国史跡 加賀藩主前田家墓所保存管理計画
- ・国史跡 辰巳用水保存管理計画
- ・国名勝 末浄水場園地保存管理計画
- ・国史跡 金沢城跡保存管理計画
- ・国史跡 辰巳用水附土清水塩硝蔵跡保存管理計画
- ・国特別名勝 兼六園保存管理計画
- ・国史跡 加越国境城跡群及び道保存活用計画

○農業振興地域整備計画

○金沢市観光戦略プラン

○「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けて



○**金沢市文化財保存活用地域計画**
-歴史遺産保存活用マスターplan及び行動計画-

(※概要はP3)



○**金沢市持続可能な観光振興推進計画2021**

(※概要はP3)



6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開する

■ 以下の4事業を新たに追加(合計58事業)

○歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業(1事業)

市内庭園調査事業

歴史的建造物や古くからの用水利用のあり方がよく残る地域を対象に、未把握のものを中心とした庭園調査を行うことで、既知のものを含めた庭園の分布について、その全体像を把握し、指定文化財となりうる候補の確認が進むことで、歴史的庭園の保存と活用に繋がる。



調査対象地区

○伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者育成に関する事業(1事業)

金沢学生大使文化芸術発信事業

学生を「金沢文化芸術発信学生大使」に任命し、金沢の文化体験や文化施設の訪問を行い、学生目線で感じた金沢文化の魅力を市HPや個人SNS等で年間を通して発信してもらうことで、若い世代に金沢の文化を伝えるとともに、文化芸術の支え手の育成を図る。

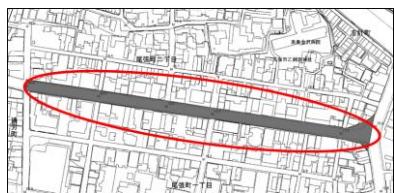


加賀象嵌体験プログラムの様子

○歴史的街並みの保全に関する事業(2事業)

木の文化都市・金沢創出モデル事業

街並みや生活に「木」を取り入れ、歴史と調和した金沢ならではの魅力ある都市を目指す「木の文化都市・金沢」を創出していくことで、美しい都市景観の形成を図る。



対象区域

まちなか辰巳用水(高岡町排水路)修景整備事業

辰巳用水(高岡町排水路)の未整備区間である東別院沿いの用水の修景工事を行い、まちなかにおける水辺景観を創出することで、「用水の街金沢」の魅力や来訪者の回遊性の向上に寄与する。



用水修景



7 歴史的風致形成建造物の指定の方針

★ 金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを、歴史的風致形成建造物として指定する

■ 以下の3件の歴史的風致形成建造物を新たに追加(合計40件)

番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
1 (38)	平木屋染物店主屋	令和3年 (2021) 12月1日	片町2-31-38		金沢市指定 有形文化財 (建造物)
2 (39)	天徳院山門附棟札一枚	令和3年 (2021) 12月1日	小立野4-4-4		石川県指定 有形文化財 (建造物)
3 (40)	松山寺本堂・山門附棟札3枚	令和3年 (2021) 12月1日	東兼六町5-6		金沢市指定 有形文化財 (建造物)

※番号欄の()内は通し番号を表す

※歴史的風致形成建造物の指定基準

- ① 石川県指定文化財
- ② 金沢市指定文化財
- ③ 登録有形文化財、登録記念物及び
重要文化的景観保存のための建造物
- ④ 景観重要建造物、景観重要公共施設
- ⑤ 伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)
- ⑥ 以下の金沢市独自条例による建造物等
 - (1) 指定保存対象物
 - (2) こまちなみ保存建造物
 - (3) 保全用水
- ⑦ その他、特に市長が認める建造物
ただし、以下の条件を満たす建造物
 - 1) 概ね50年以上経過したもの
 - 2) 適切な維持管理が見込まれるもの
 - 3) 所有者の同意が得られるもの

★ **歴史的風致形成建造物**とは
重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、
その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る
必要があると認められたもの(歴史まちづくり法第十二条)

3 報 告

1) 金沢市文化財保存活用地域計画の
認定について

金沢市文化財保存活用地域計画 —歴史文化遺産保存活用マスターplan及び行動計画—



【計画期間】令和3～9年度（7年間）
 【面積】約468.64km²
 【人口】約45.0万人

推進体制

市民、行政、企業、教育・研究機関がそれぞれの役割を果しながら、一体として取り組む体制を強化。



地域全体で「金沢の歴史文化遺産」を守り育てる



歴史文化の特徴

金沢市における歴史文化遺産は、定住生活が平野部で見られるようになって以降、時代を経ながら海岸部や丘陵地・山地まで広がりを見せ、市域全体に展開されてきた。特に中世末の金沢御堂は近世城下町の形成の基盤となり、小立野台地の先端部を中心とした歴史文化遺産の濃密な分布が金沢市の歴史文化の特徴となっている。

城下町と文化・経済・流通の歴史文化遺産

寺社建築や武士住宅、町家、庭園、寺院群、茶屋街、用水、街路など、城下町の形成・発展を示す多様な歴史文化遺産が多く引き継がれており、現在の都市構造や経済活動と密接に関わりながら息づいている。

佛教信仰と争乱の歴史文化遺産

佛教信仰の浸透を物語る谷筋に展開する日蓮宗寺院群と集落、加賀一向一揆や戦国期の争乱を伝える寺院跡や間道や山城跡などが、広大な山辺や山地に点在するよう残っている。

指定等文化財件数一覧

種類	分類	国		県		市		総計
		指定	選定	登録	指定	選定	登録	
有形文化財		46		116	130	191	483	
建造物		13		21	34	36	184	
美術工芸品		33		109	157	299		
絵画		5		33	23	24	74	
彫刻		1					24	
工芸品(国宝)		8(1)		33	73	106		
書跡・典籍・古文書		15		24	7	46		
考古資料・歴史資料		3		19	18	40		
無形文化財		3		2	2	2	7	
芸能					1	2	3	
工芸技術		3					4	
民俗文化財		5		1	3	15	24	
有形の民俗文化財		5		1	1	4	11	
無形の民俗文化財					2	11	13	
記念物		16			8	20	44	
遺跡		6		2	9	17		
名勝地(特別名勝)		2(1)		3	5	8		
動物・植物・地質鉱物(特別天然記念物)		6(1)		3	6	9		
文化的景観			1				1	
伝統的建造物群保存地区			4				4	
選定保存技術				1		1	2	
総計		70	6	117	143	229	565	

指定等文化財は、565件
 未指定文化財は3,895件把握

海外交流と古代勢力の歴史文化遺産

海沿いに分布する渤海交流に関わる港湾集落の遺跡や、地方豪族の栄華を伝える丘陵部の古墳や横穴式、窯業生産に関するものなど、往時の様相を物語る遺構が多く残されている。

政治・経済・産業の近代化を表す歴史文化遺産

近代産業技術や生産形態の発展を示す近代化遺産、教育や軍事・産業・都市インフラなどに関連する近代建築や土木構造物が近世以来の都市構造とともに数多く残り、歴史的街並みの連続性が保たれている。

農耕文化の歴史文化遺産

古代勢力所領の荘園にまつわる歴史文化遺産が数多く残されているほか、原始から継承されてきた水田開発の歴史や農村文化、近世から続く旧来の街路や地割及び灌漑用水などが脈々と受け継がれている。

【基本目標】地域全体で「金沢の歴史文化遺産」を守り育てる

■文化財(歴史文化遺産)の保存・活用に関する課題

多様な歴史文化遺産の幅広い把握

- 地域の個性としての歴史文化遺産の認識が不十分であることから、地域住民と共に拾い上げ、幅広く把握する取り組みが必要

歴史文化遺産のストーリーとしての整理

- 中世以前からのストーリーの中で歴史文化遺産を読み解くことにより新たな価値を見出し、評価していくことが必要

空間的まとまりとしての歴史文化遺産の把握

- 無形の歴史文化遺産や未指定の歴史文化遺産を含めた空間的なまとまりを『生きた歴史文化遺産』として保全する視点が必要

多角的視点による歴史文化遺産の理解の推進

- 既往の調査・研究の成果について活用しやすい仕組みを構築し、多角的に理解を深めていくことが必要

地域や生活に根ざした歴史文化遺産の保存・活用

- 歴史文化遺産を未来に伝えていく人材を育成していくため、関連する諸活動の活発化やその支援の強化が必要

■文化財の保存・活用に関する基本方針

1. 幅広い視野と多様な価値観で歴史文化遺産を捉え、保存活用を通して「金沢らしさ」を際立たせる

2. 各主体の活動・成果の情報を共有し、協働で歴史文化遺産の保存・活用・継承に取り組む

【個別方針】

【1】調査・研究の充実

【2】文化財保護の対象拡大と保存管理

【3】真実性を重視した保存手法・修復技術の適用

【4】保存整備・活用事業の実施

【5】周辺環境の一体的な保全・整備

【6】人材育成

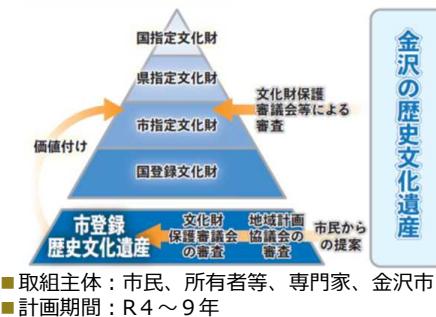
【7】活動支援・連携体制の整備

【8】関連情報の発信

■文化財の保存・活用に関する重点措置

【重点①】『金沢歴史文化遺産登録制度』の創設と運営

指定文化財、国登録文化財に準ずる金沢市の歴史文化を構成するモノやコト、市民の誇りになっている歴史文化遺産を拾い上げ、市民主体で行われてきたその継承を支援する新たな歴史文化遺産の保護制度を創設する。



【重点②】文化財等の保存活用計画作成を推進

文化財等の所有者と行政とが協働で文化財の保存活用計画の作成を行うことで、双方が同じ価値観を共有しながら、文化財等の持つ本質的価値、現状と課題を把握し、今後の保存・活用の方向性を共に見出していく。それにより、所有者による自主的な保存と活用の円滑な促進につなげる。



■取組主体：所有者等、専門家、金沢市
■計画期間：R 4～9年

【重点③】無形民俗文化財・選定保存技術等の後継者育成支援

金沢の文化・嗜みを次の世代に引き継ぐため、指定・未指定を問わず、官民協働で後継者の育成を図る。講師派遣、継承のための会合や研修など、地域における文化・芸術伝承事業について支援を行い、次世代に継承する人材を育てる。



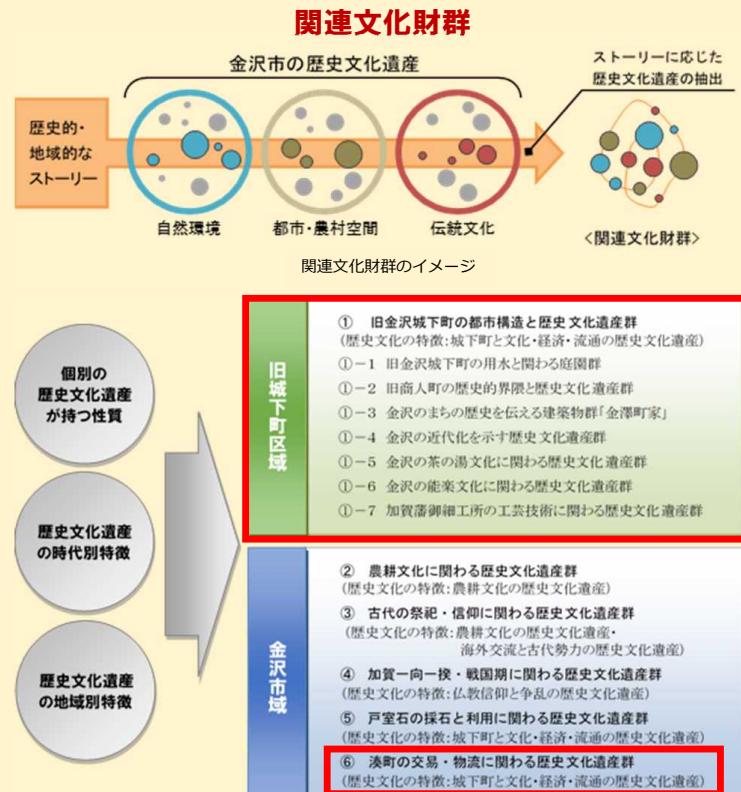
■取組主体：市民、所有者等、専門家、金沢市
■計画期間：R 3～9年

金沢市文化財保存活用地域計画—歴史文化遺産保存活用マスターplan及び行動計画—

歴史文化遺産の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群と文化財保存活用区域）

金沢市の関連文化財群

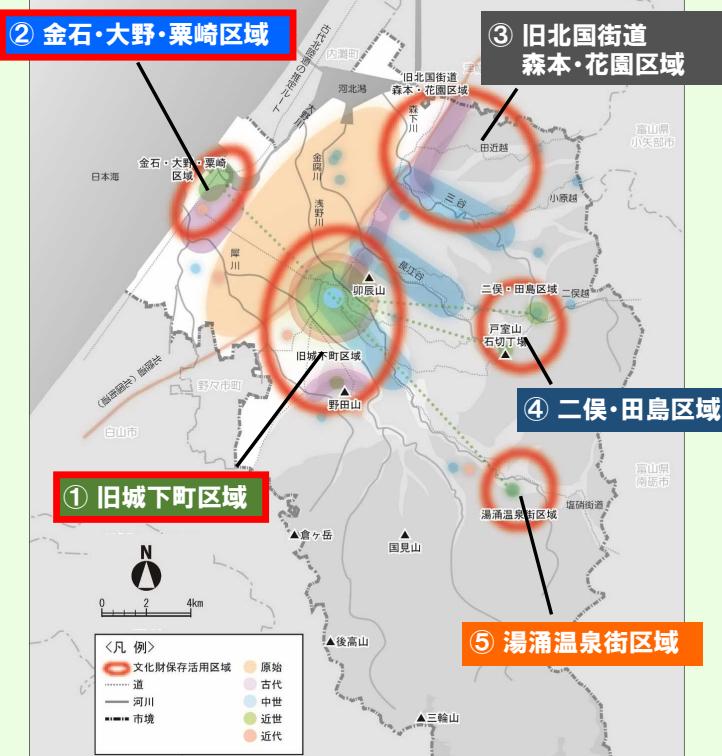
地域の多種多様な歴史文化遺産を、歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って、一定のまとまりとして設定。



金沢市の文化財保存活用区域

歴史文化遺産が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財(群)を核として文化的な空間を創出するための計画区域として設定。

文化財保存活用区域

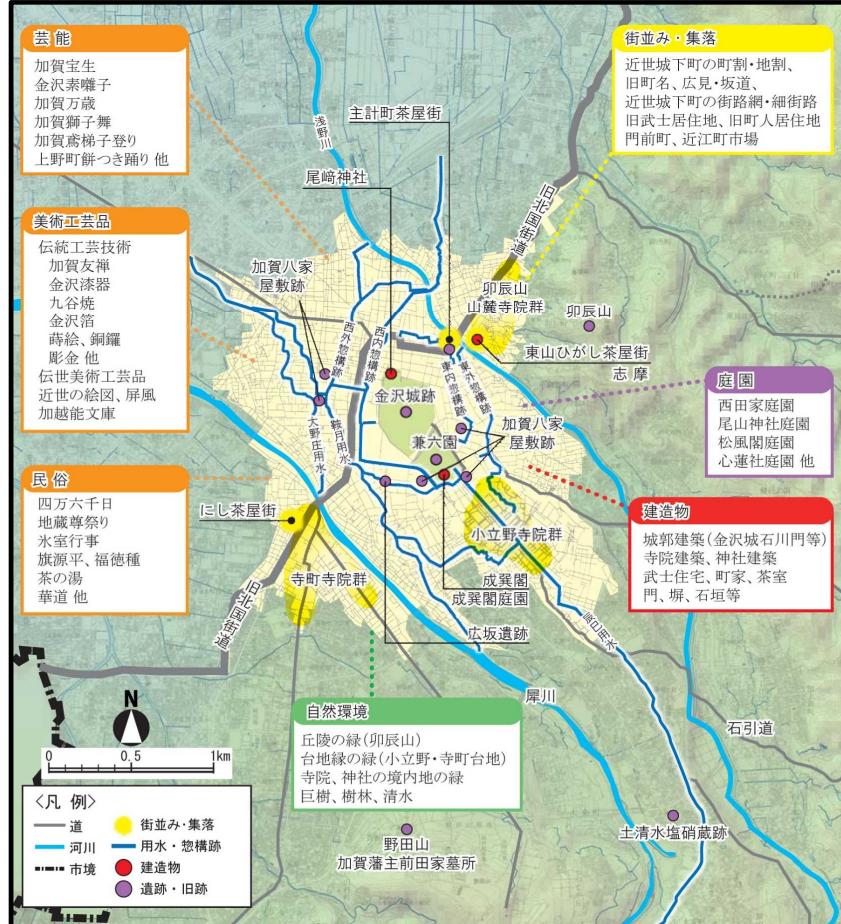


文化財保存活用区域における取り組み①

文化財保存活用区域①

旧城下町区域

文化財保存活用区域「旧城下町区域」は、関連文化財群「旧金沢城下町の都市構造と歴史文化遺産群」が集積しており、構成する歴史文化遺産に国指定のものや国選定の文化財が多く含まれている区域である。多様な文化財の保存活用の取り組みを展開することが可能であり、中心市街地における市民参加の機会も多い。



【課題】

- ・観光客の賑わいを見せる一方、急増する外国人を含めた観光客への対応や情報発信の不足が見られる
- ・公有化された歴史的建造物（旧森紙店、旧田上家）の整備・活用が進んでいないなど

【方針】

- 関連計画との連携を図り、文化施設（博物館、美術館等）、歴史的建造物などの施設間の連携、回遊性の向上を目指す
- 歴史的建造物の保存活用・整備計画を作成し、適切な修理、整備を実施など

【措置】

- ◎史跡等標示板等の多言語化の推進 (4-15)
域内の主要な史跡等標示板について、多言語化整備を実施し、来訪した外国人観光客の金沢への理解を深める
- ◎歴史的建造物保存活用事業（旧森紙店・旧田上家） (4-19)
歴史的風致形成建造物及びその敷地を取得し、建造物の修理復元を行い、市民や観光客に広く公開活用する
- ◎加賀百万石ルートの魅力向上事業 (4-37)
長町武家屋敷跡から尾山神社を経て、金沢城、兼六園、本多の森公園に至る加賀藩ゆかりの歴史遺産を巡るルートの魅力を向上する施策を実施など

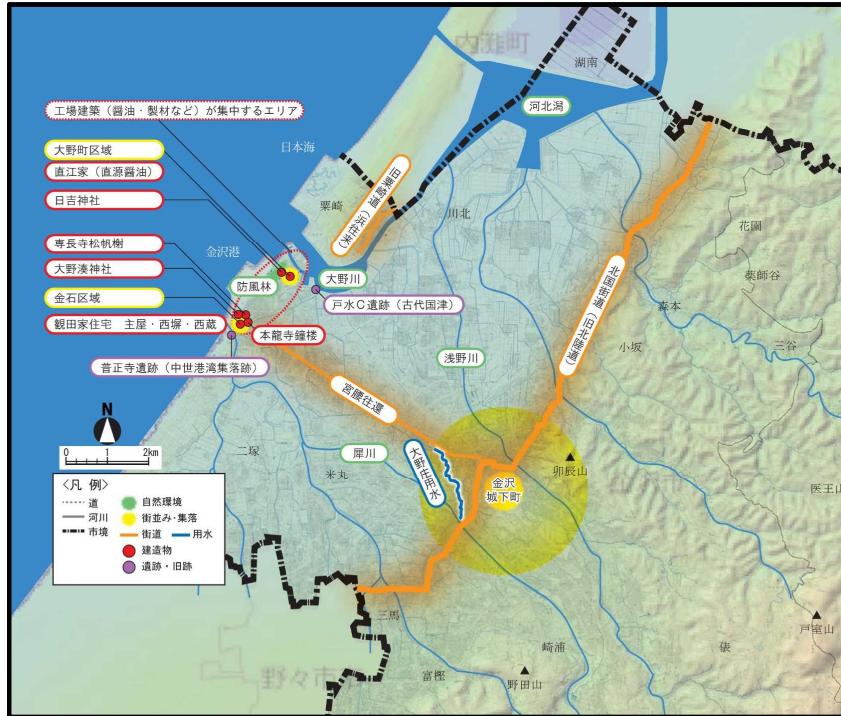
金沢市文化財保存活用地域計画—歴史文化遺産保存活用マスターplan及び行動計画—

文化財保存活用区域における取り組み②

文化財保存活用区域②

金石·大野·栗崎区域

文化財保存活用区域「金石・大野・粟崎区域」は、関連文化財群「湊町の交易・物流に関わる歴史文化遺産群」が集積しており、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の構成文化財が所在するなど優れた景観を有し、曳山を伴う祭礼行事など、湊町特有の文化が息づいている区域である。



【課題】

- ・日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の構成文化財を有する
旧城下町の海の玄関口としての発信・活用が不十分
 - ・祭りや芸能などの民俗文化財や、湊町特有の生業と結びつい
た優れた景観の発信・活用が不十分 など

【方針】

- 日本遺産構成文化財の積極的な発信・活用の実施
 - 旧城下町からの周遊ルートの提示、湊町特有の優れた景観の情報発信
 - 民俗文化財の後継者育成の支援 など

【措置】

◎日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の推進 (4-3)

講演会や探訪会など、北前船に関する情報発信を促進させる事業を展開する

◎無形民俗文化財の継承を支援 (6-16)

無形民俗文化財の保持団体による懇話会を開催し、課題の解決、保存継承へ繋げる

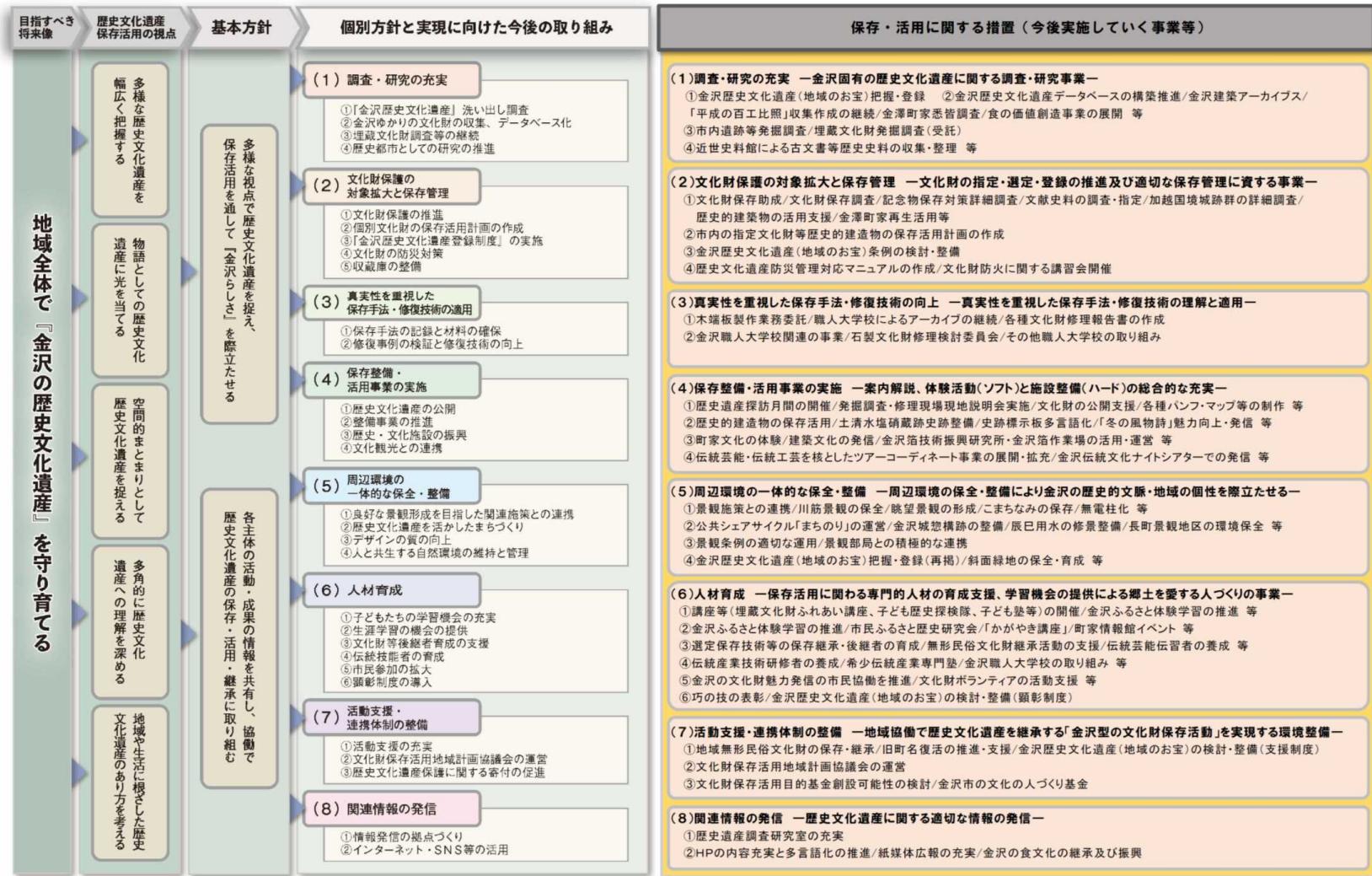
◎金沢港周辺地域の活性化事業の展開 (7-10)

既存路線バスネットワークと連携し、金沢駅発着の周遊シャトルバスの運行実験を実施するとともに、既存のまちあるきマップを改訂する など



金沢市文化財保存活用地域計画—歴史文化遺産保存活用マスター・プラン及び行動計画—

金沢市文化財保存活用地域計画—歴史文化遺産保存・活用の方針と措置—



金沢市文化財保存活用地域計画—歴史文化遺産保存活用マスターplan及び行動計画—

4 その他

金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）

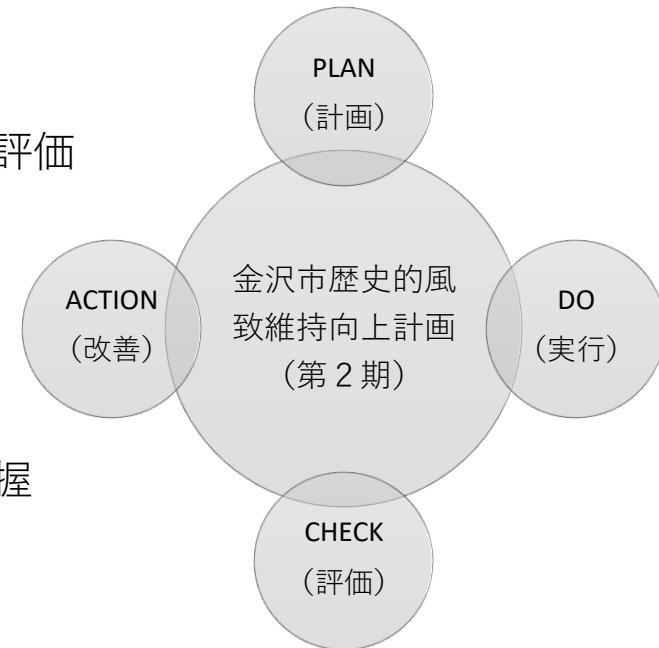
中間評価作成について

中間評価の目的

○目的 歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価の実施要領より（国土交通省作成）

- ・毎年度の進捗状況の管理
- ・中間年と最終年での方針達成状況の自己評価及び外部評価

計画にPDCAサイクルを導入



- ・認定都市における歴史まちづくりの地域への効果の把握
- ・行政の取り組みの説明責任を果たす

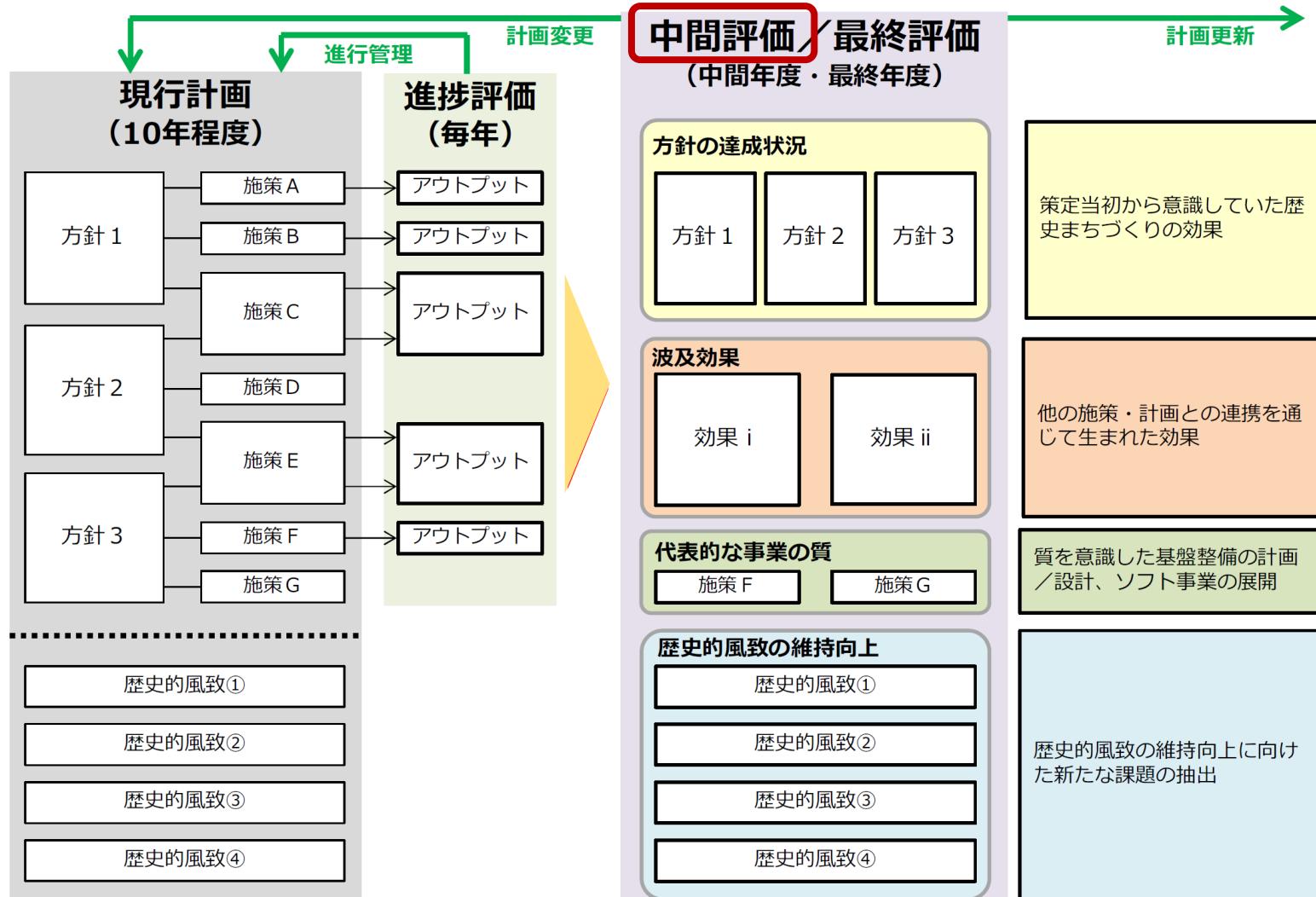
○本市の進行管理・評価の実施年度



評価の内容

○進行管理・評価のスキーム

歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価の実施要領より（国土交通省作成）



想定スケジュール

